

令和 7 年度 焼津市水防計画書

令和 7 年 4 月

焼津市水防計画

第 1 章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	4
1.4 水防計画の作成及び変更	8
1.5 津波における留意事項	8
1.6 安全配慮	8
第 2 章 水防組織	9
2.1 市の水防組織	9
2.2 水防協議会の設置	11
2.3 大規模氾濫減災協議会	11
第 3 章 重要水防箇所	12
第 4 章 予報及び警報	13
4.1 気象庁が行う予報及び警報	13
4.2 洪水予報河川における洪水予報	20
4.3 水位周知河川における水位到達情報	23
4.4 水防警報	25
4.4.1 安全確保の原則	25
4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報	25
4.4.3 高潮時の海岸に関する水防警報	27
4.4.4 津波に関する水防警報	29
第 5 章 水位等の監視、通報及び公表	32
5.1 水位の監視、通報及び公表	32
5.2 雨量の監視及び通報	33
5.3 河川・海岸の監視	34
第 6 章 気象予報等の情報収集	36
第 7 章 水門等の操作	38
7.1 水門等	38
7.2 操作の連絡	38
第 8 章 通信連絡	39
8.1 通信連絡系統	39
8.2 災害時優先通信の取扱い	39
8.3 その他の通信施設の使用	39
第 9 章 水防施設及び輸送	40
9.1 水防倉庫及び水防資器材	40
9.2 輸送の確保	40

第 10 章 水防活動	4 1
10.1 水防配備	4 1
10.2 巡視及び警戒	4 4
10.3 水防作業	4 5
10.4 排水ポンプ車による水防作業	4 5
10.5 緊急通行	4 5
10.6 警戒区域の指定	4 5
10.7 避難のための立退き	4 6
10.8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	4 6
10.9 水防配備の解除	4 7
第 11 章 水防信号、水防標識等	4 8
11.1 水防信号	4 8
11.2 水防標識	4 9
11.3 身分証票	4 9
第 12 章 協力及び応援	5 0
12.1 河川管理者の協力及び援助	5 0
12.2 下水道管理者の協力	5 2
12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定	5 2
12.4 警察官の援助要求	5 2
12.5 自衛隊の派遣要請	5 2
12.6 国（静岡河川事務所、静岡地方気象台等）との連携	5 3
12.7 県との連携	5 3
12.8 企業（地元建設業等）との連携	5 3
12.9 住民、自主防災組織等との連携	5 3
第 13 章 費用負担と公用負担	5 4
13.1 費用負担	5 4
13.2 公用負担	5 4
第 14 章 水防報告等	5 6
14.1 水防記録	5 6
14.2 水防報告	5 6
14.3 水防活動の公表	5 6
第 15 章 水防訓練	5 6
第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	5 7
16.1 洪水対応	5 7
16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況	5 7
16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	5 7
16.1.3 洪水ハザードマップ	5 8

16.1.4	予想される水災の危険の周知等	58
16.1.5	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する 計画の作成等	59

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、静岡県知事から指定された「指定水防管理団体」である焼津市が、同法第33条第1項の規定により、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定め、市域にかかる河川又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）〔焼津市〕

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として県知事が指定したものをいう。（法第4条）

（3）水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）〔焼津市長〕

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）〔志太消防本部、焼津市消防団〕

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）〔志太消防本部消防長〕

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。〔焼津市大井川左岸水防団〕

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）〔国土交通省、静岡県〕

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）（※ 量水標：河川の岸等にあり水位を測る設備をいう。※ 験潮儀：海面の昇降を測定し、測定結果を連続記録する器械のことをいう。）

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総

会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第 36 条第 1 項)(※ 本計画において、水防協力団体の指定はない)

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)(※ 本計画における対象河川は、(一) 大井川、(二) 瀬戸川、朝比奈川)

(10) 水防警報

国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、静岡河川事務所又は島田土木事務所が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告する発表をいう。(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第 13 条)。(※ 本計画における対象河川は、(二) 葉梨川、栃山川、木屋川、大津谷川)

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう。水防団・消防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の発令の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

（※本計画において、内水氾濫危険水位はない）

(18) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(21) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事又は市長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。（※ 本計画において、内水浸水想定区域の指定はない）

(22) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。（※ 本計画において、高潮浸水想定区域指定はない）

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防計画の樹立（法第7条）

②水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

③水防協議会の設置（法第8条）

④水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）

⑤洪水予報の発表（法第11条）

知事が指定した瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

⑥洪水予報等の通知（法第10条第3項、法第11条）

大井川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波又は高潮の予報の通知を受けた場合、又は瀬戸川・朝比奈川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑦水位の公表（法第12条）

洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に公表しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

⑧氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第13条）

大井川、瀬戸川、朝比奈川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川（葉梨川、栃山川、木屋川、大津谷川）において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑨氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条）

大井川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

⑩洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）

⑪浸水想定区域（法第14条第1項）

洪水予報指定河川（大井川、瀬戸川、朝比奈川）及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発令するとして指定した河川（葉梨川、栃山川、木屋川、

大津谷川) について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 10)

⑬水防信号 (法第 20 条)

⑭水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示 (法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)

知事が指定した瀬戸川・朝比奈川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

⑮水防警報の通知 (法第 16 条第 3 項)

国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑯必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示 (法第 29 条)

⑰水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示 (法第 30 条)

⑱水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定 (法第 4 条)

⑲水防団員の定員の基準 (法第 35 条)

⑳水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言 (法第 48 条)

㉑水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第 40 条)

㉒水防管理団体の負担する費用補助 (法第 44 条)

㉓水防に関する必要な報告 (法第 47 条第 2 項)

(2) 市の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する (法第 3 条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防組織の確立 (法第 3 条)

②水防団の設置 (法第 5 条)

③水防団員等の公務災害補償 (法第 6 条の 2)

④水防倉庫、資機材の整備

⑤通信連絡系統の確立 (法第 27 条)

⑥平常時における河川等の巡視 (法第 9 条) ※ P44-10.2(1) 参照

⑦水位の通報 (法第 12 条第 1 項) ※ P33-5.1(4) 参照

⑧浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 (法第 15 条) ※ P57-16.1.2 参照

⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告 (法第 15 条の 3)

⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出

を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）

⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）※ P58-16. 1. 4 参照

⑫水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第 36 条、39 条、40 条）

⑬水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）

⑭水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑮水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

⑯消防事務との調整（法第 50 条）

⑰水防時における適正な水防活動の実施

- ・水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）
- ・水防団及び消防団の出動準備又は出動（法第 17 条）※ P42-10. 1 (2) 参照
- ・通信網の点検
- ・水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ・雨量、水位観測の的確な実施
- ・緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
※ P45-10. 5 参照
- ・堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
※ P46-10. 8 参照
- ・公用負担により損失を受けた者への補償（法第 28 条第 3 項）
※P54-13. 2 参照
- ・住民への水防活動従事の指示（法第 24 条）
- ・警察官の出動要請（法第 22 条）※ P52-12. 4 参照
- ・避難のための立退きの指示（法第 29 条）※ P46-10. 7 参照
- ・自衛隊の派遣要請（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）
- ・他の水防管理者又は市町長若しくは消防長との相互の協力応援（法第 23 条）
※ P52-12. 3 参照
- ・警戒区域の設定と区域内への立入り禁止、制限、区域内からの退去の命令（法第 21 条）※ P45-10. 6 参照
- ・水防解除の指示
- ・水防活動実施報告書の作成と県への提出

⑱水防計画の樹立及び県知事への届け出（法第 33 条第 1 項、第 3 項）

県の水防計画に応じた水防計画を定める。水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出るとともに公表する。※ P8-1. 4 (1) 参照

⑲水防訓練の実施（法第 32 条の 2）※ P56-15 参照

⑳水防協議会の設置（法第 34 条）※ P8-1. 4 (2) 参照

（3）国土交通省の責任

①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

洪水予報指定河川（一級河川大井川）において、静岡地方气象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して県知事（水防本部

長)に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

②量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)

③洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知(法第13条の4)

④洪水浸水想定区域(一級河川大井川)の指定、公表及び通知(法第14条)

⑤大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)

⑥水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)

指定した一級河川大井川、駿河海岸について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、県知事(水防本部長)に通知しなければならない。

⑦重要河川における県知事に対する指示(法第31条)

⑧特定緊急水防活動(法第32条)

⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)

⑩県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)

(4) 河川管理者の責任

①水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)

②水防管理者に対する浸水被害軽減区域の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

(5) 気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)

②洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

(6) 放送局、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。(法第27条)

(7) 一般市民等の義務

①常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。(法第24条)

②水防通信への協力(法第27条)

(8) 水防協力団体の義務

①決壊の通報(法第25条)

②決壊後の処置(法第26条)

③水防訓練の実施(法第32条の2)

④津波避難訓練への参加(法第32条の3)

⑤業務の実施等(法第36条、第37条、第38条、第39条)

1.4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県水防計画に基づいて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、地震の発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、短時間のうちに津波が襲来することから、水防の「活動可能時間」は異なる。従って、水防活動においては、あくまでも水防団員等の避難時間を確保した上で実施するものとする。

1.6 安全配慮

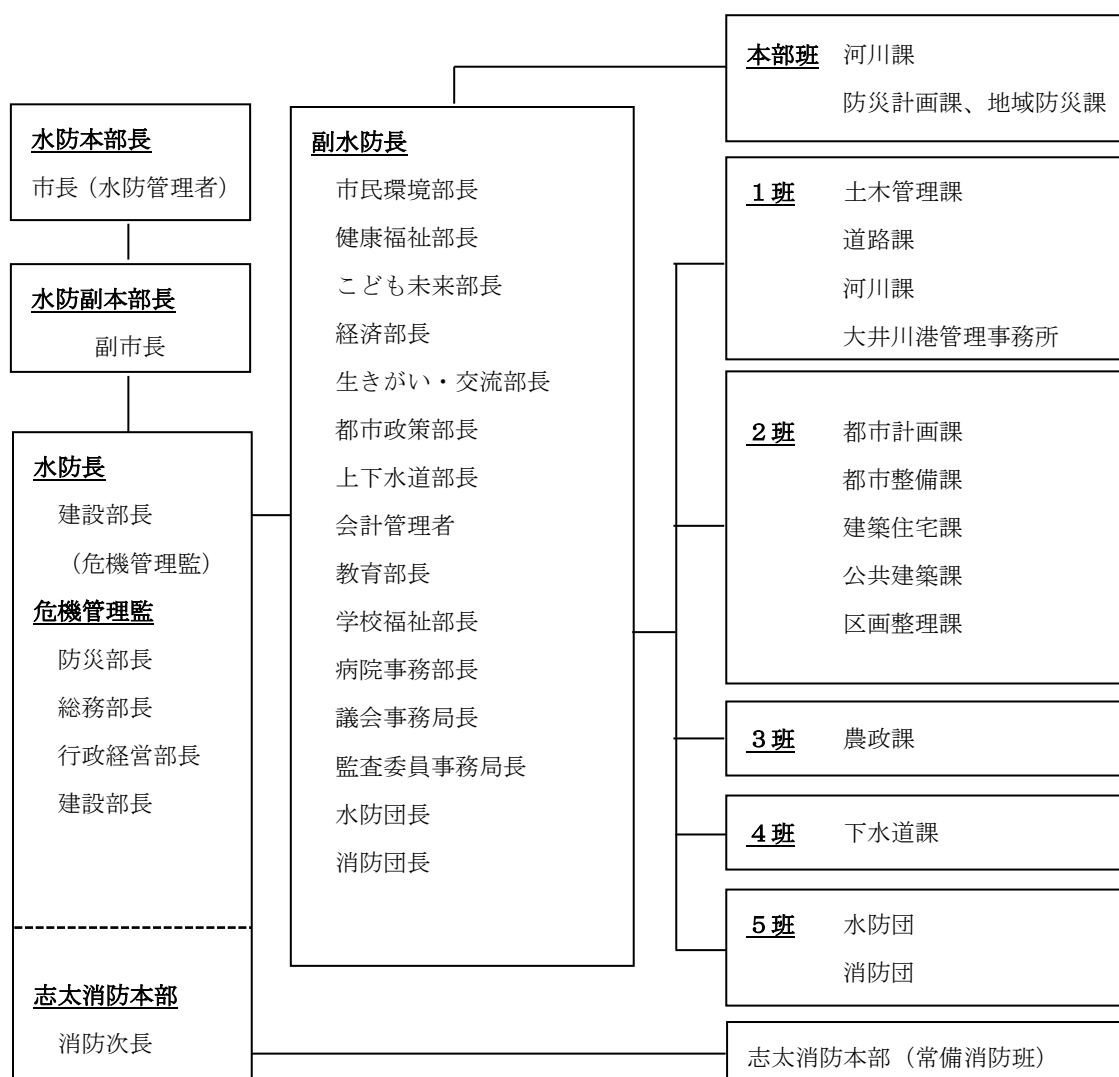
洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等の安全を確保した上で水防活動を実施することとし、特に注意すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (2) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (3) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器（デジタル簡易無線等）を携行する。
- (4) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (5) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
 - ①水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
 - ②指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
 - ③指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
 - ④指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
 - ⑤津波浸水想定区域内にある水防団等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
 - ⑥市は、出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織（災害対策本部設置前）

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると水防本部長が認めたときから水害等のおそれが無くなったと認められるときまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



水防事務分担

(1) 焼津市

班名	班 員	事 務 分 掌
本部班	河川課員 防災計画課員 地域防災課員	本部要員の召集に関する事 各班の連絡調整に関する事 情報の統括に関する事 関係機関（国・県等）との連絡・調整に関する事
1 班	土木管理課員 道路課員 河川課員 大井川港管理事務所員	重要水防箇所、危険箇所の巡視に関する事 所管現場の保全に関する事 道路・河川占用物件の巡視に関する事 水防倉庫の保全に関する事 水防工法の指導に関する事 緊急資器材の購入に関する事 建設工業会・建設業協会の派遣要請に関する事 雨量・水位の把握に関する事 関係機関（国・県等）との連絡・調整に関する事 被害状況の記録に関する事 水防活動報告に関する事 道路交通の情報収集及び規制に関する事 大井川港湾施設に関する事 その他の班に属さない事
2 班	都市整備課員 建築住宅課員 公共建築課員 区画整理課員 都市計画課員	街路樹、公園、緑道の保全に関する事 駅前広場の保全に関する事 公営住宅の保全に関する事 被害状況の記録に関する事 所管現場の保全に関する事 その他の班に属さない事
3 班	農政課員	農業施設に関する事 農業用水に関する事 治山施設に関する事 保安林に関する事 所管現場に関する事
4 班	下水道課員	下水道施設、所管現場の保全に関する事
5 班	水防団員	市内巡視に関する事 避難誘導に関する事 災害出動に関する事
	消防団員	市内巡視に関する事 避難誘導に関する事 災害出動に関する事

(2) 志太広域事務組合

志太広域事務組合 志太消防本部職員	災害情報収集に関する事 災害出動に関する事 災害速報に関する事
-------------------	---------------------------------------

本表に含まれない者は水防長の指示により臨時に所要の業務を分担する。

2.2 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。（焼津市水防協議会設置条例【昭和 30 年 8 月 6 日条例第 29 号】）

2.3 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

1. 大規模氾濫減災協議会の設置

法第 15 条の 9 及び 10 に基づく国土交通大臣及び県知事が組織する大規模氾濫減災協議会は、次のとおりである。

協議会名	関係市町
志太榛原地域大規模氾濫減災協議会	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

2. 地域の実行方針

協議会にて取りまとめられた「地域の実行方針」に基づき、各構成機関が連携し地域の減災に向け取組を推進するものとする。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所設定基準は、資料3-1のとおりであり、当該箇所は、資料3-2のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所設定基準は、資料3-3のとおりであり、当該箇所は、資料3-4のとおりである。

なお、市管理河川等における重要水防箇所は、資料3-5のとおりである。

上記重要水防箇所の位置図は、資料3-6のとおりである。

台風等による被災からの応急復旧箇所について、重要水防箇所に準ずるものとしてあつかう。応急復旧箇所のうち、築堤箇所かつ背後に集落や孤立が生じるような道路があり、氾濫が生じた場合に重大な被害が想定される箇所を選定する。これらの箇所については、河川管理者の責務とは別に、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努めること。また、静岡県重要水防箇所判定基準で重要度の区分分けはしない。(洪水出水期中の巡回の必要度頻度は、重要水防箇所Bに準ずるものとする) 対象箇所の一覧については、毎年水防区(島田土木事務所)が定め、水防管理者に別途通知される。

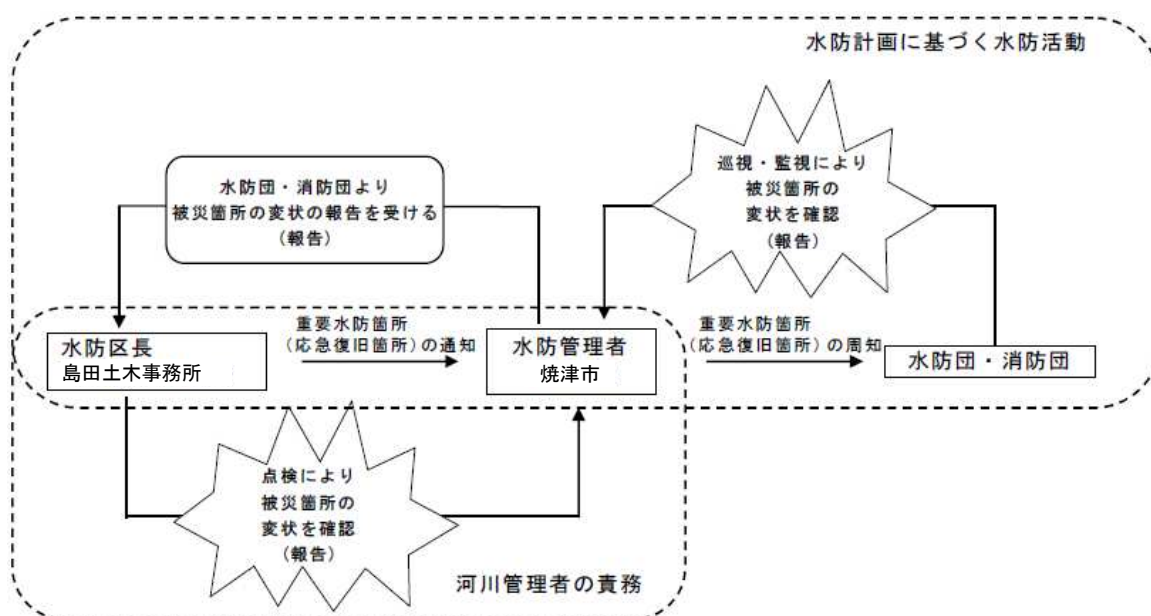


図 3.1 重要水防箇所（応急復旧箇所）の通知・報告の連絡系統図

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

静岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。(法第10条第1項)

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。(気象業務法第14条の二第1項)

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準 (気象業務法施行令第4条及び第7条による)
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合

具体的には、次頁の基準に到達することが予想される場合

【各注意報、警報の発表は以下の基準に到達することが予想される場合に発表】

(大雨注意報発表基準)

市町等を まとめた地域	市	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	焼津市	14 以上	136 以上

(大雨警報発表基準)

市町等を まとめた地域	市	浸水害 表面雨量指数基準	土砂災害 土壌雨量指数基準
中部南	焼津市	24 以上	187 以上

(洪水注意報発表基準)

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数基準、流域雨量指数 基準の組み合わせによる)	指定河川洪水 予報による基準
中部南	焼津市	小石川流域＝6.8 黒石川流域＝8.1 木屋川流域＝8.3 栃山川流域＝8 志太田中川流域＝5.4	小石川流域＝ (7, 6.8) 黒石川流域＝ (7, 8.1) 木屋川流域＝ (7, 8.3) 栃山川流域＝ (11, 8) 志太田中川流域＝ (7, 5.4) 瀬戸川流域＝ (13, 31.3)	大井川 [細島] 瀬戸川水系 瀬戸 川・朝比奈川 [勝 草橋・横内橋]

(洪水警報発表基準)

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数基準、流域雨量 指数基準の組み合わせによる)	指定河川洪水 予報による基準
中部南	焼津市	小石川流域＝8.5 黒石川流域＝10.3 木屋川流域＝10.4 栃山川流域＝10 志太田中川流域＝6.8	木屋川流域＝ (11, 9.3) 栃山川流域＝ (11, 9)	大井川 [細島] 瀬戸川水系 瀬戸 川・朝比奈川 [勝 草橋・横内橋]

(高潮注意報・警報発表基準)

市町等を まとめた地域	市	警報 (標高 : m)	注意報 (標高 : m)
中部南	焼津市	1.5m	1.1m

(注)

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(津波警報・注意報等の種類)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合）

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが0.2 m未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m超 10 m 5 m	巨大
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波の災害のおそれがある場合	1 m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種 類	発 表 内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100km を超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

- 4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ウェブサイトでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(エ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発 表 基 準	発 表 内 容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。（地震情報等に含めて発表）
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。（津波に関するその他の情報に含めて発表）
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。（津波に関するその他の情報に含めて発表）

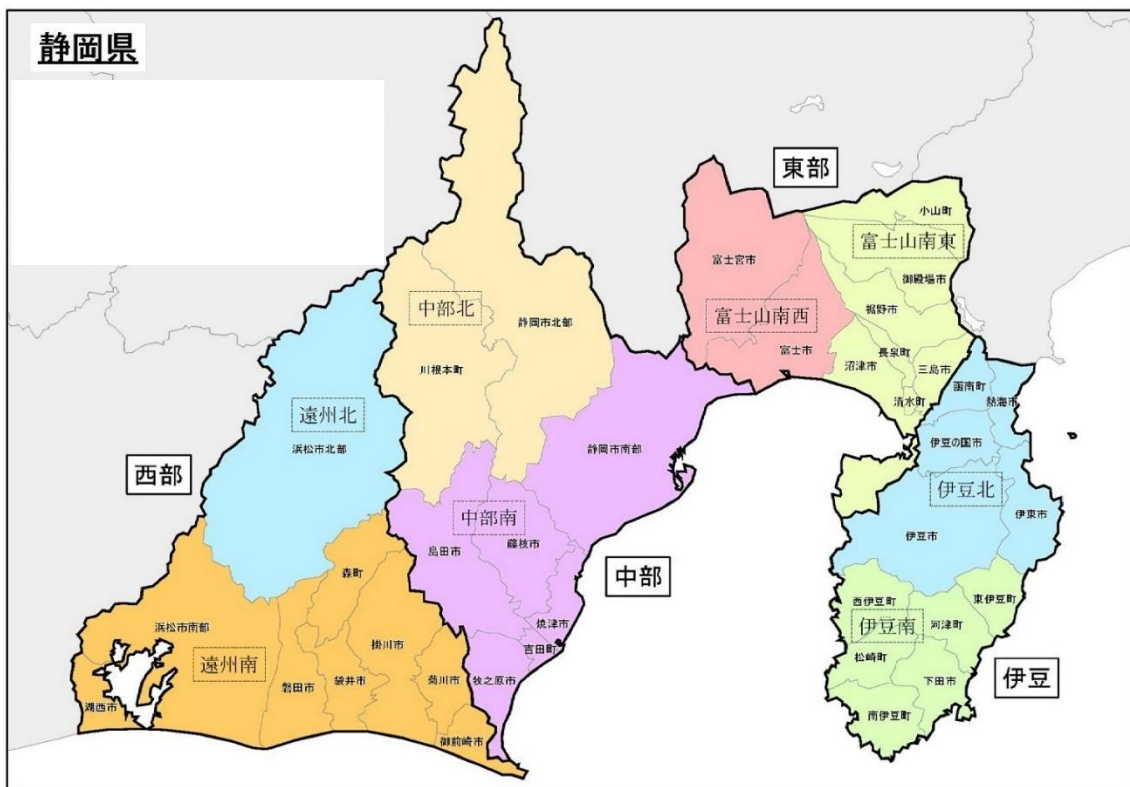


図. 4-1 静岡県の地域区分図

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①洪水等の場合

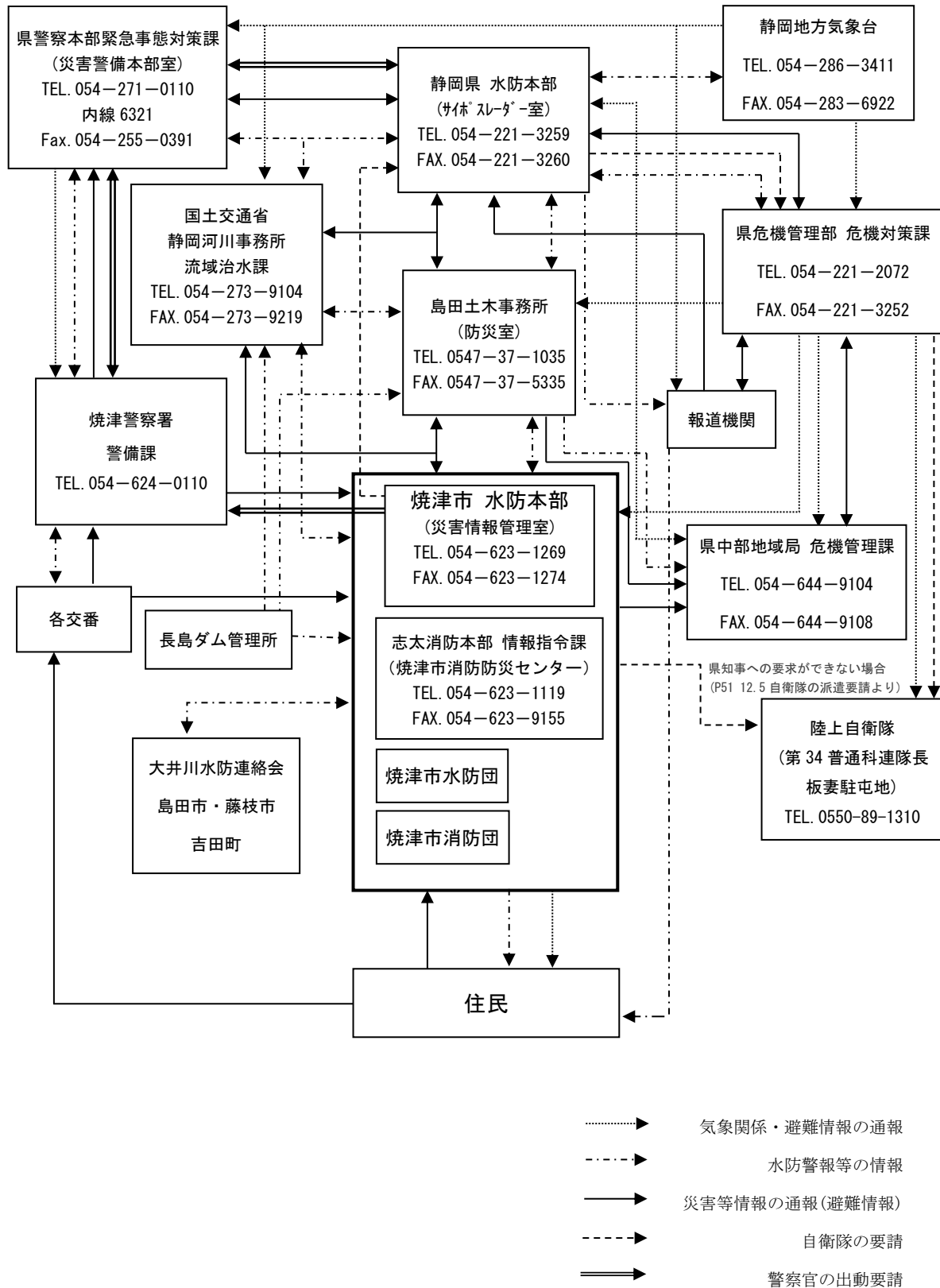
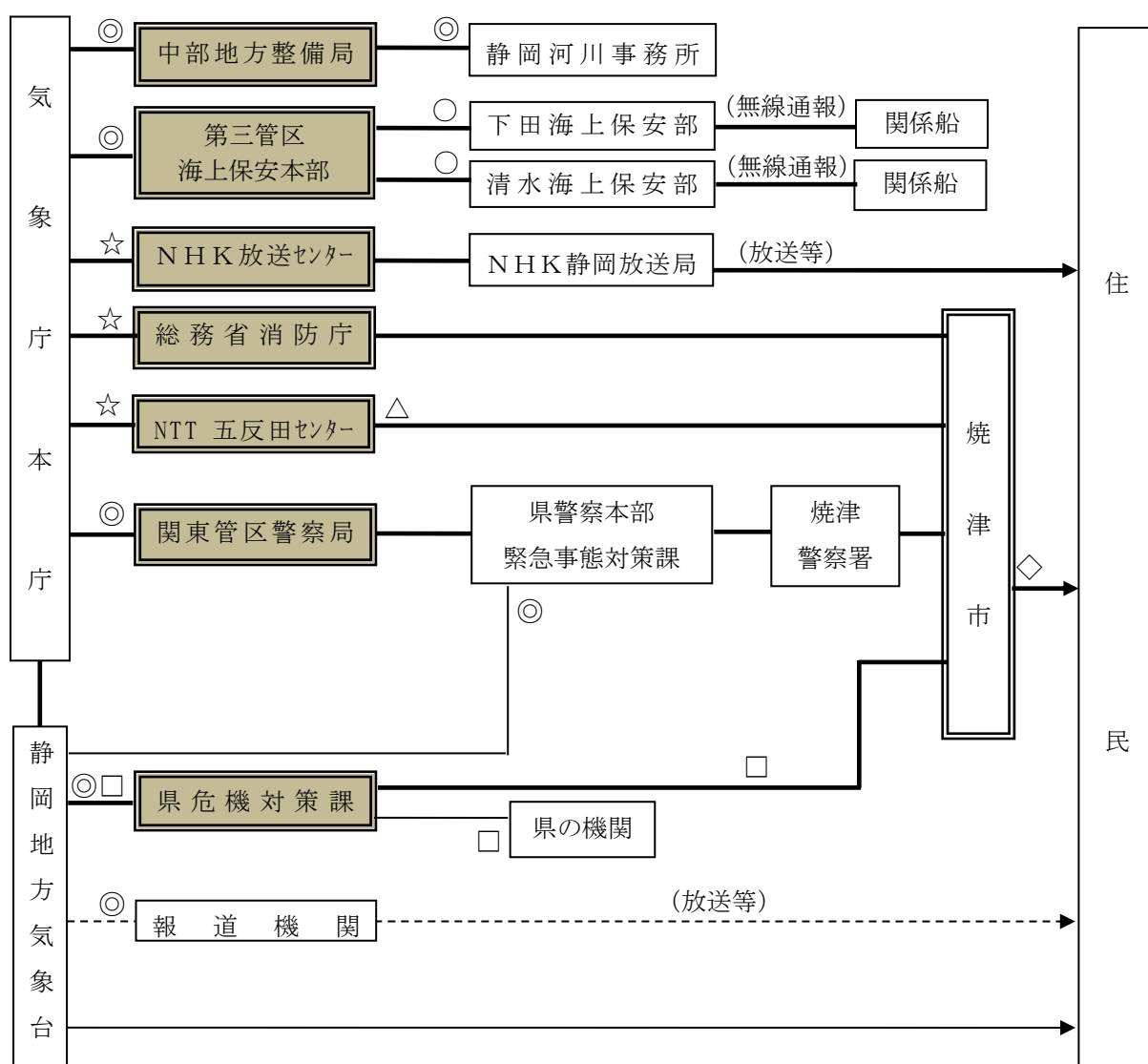


図. 4-2 伝達経路

②津波の場合



- 法令（気象業務法等）による通知系統 ◎専用線又は防災情報提供システム
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統 ○専用電話・FAX
- △加入電話・FAX
- ☆オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇市防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

図. 4-3 伝達経路

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川（大井川）について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川（瀬戸川、朝比奈川）について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令判断に資するため、大臣が指定した河川（大井川）については大臣から、知事が指定した河川（瀬戸川、朝比奈川）については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル3水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

(2) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域
大井川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位
大井川	神座	島田市 神座	0.90m	2.00m	2.60m	2.60m	3.20m
	細島	島田市 細島	1.30m	1.70m	2.20m	2.70m	3.30m

③洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
大井川	静岡河川事務所 静岡地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料４－１のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
大井川	焼津市 上新田、大島新田、中根新田、下江留、下小杉、相川、西島、中島、利右衛門、飯淵、一色、田尻、三和、本中根、大島、惣右衛門、宗高、藤守、高新田、吉永、上泉、上小杉

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料４－２のとおり。

(３) 県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

水系名	河川名	区 域
瀬戸川 水系	瀬戸川	金吹橋（藤枝市）から海まで
	朝比奈川	岡部川合流点から瀬戸川合流点

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
瀬戸川 水系	瀬戸川	勝草橋	藤枝市志太 三丁目	1.50m	2.00m	2.25m	2.60m
	朝比奈川	横内橋	藤枝市 横内	1.80m	2.50m	2.80m	3.40m

③洪水予報の担当官署

水系名	担当官署
瀬戸川	島田土木事務所
水系	静岡地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料４－１のとおり。

⑤洪水浸水想定区域（想定最大規模）

河川名	洪水浸水想定区域
瀬戸川	焼津市焼津、鰯ヶ島、城之腰、北浜通、新屋 焼津一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目 本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目 栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目 塩津 駅北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目 大栄町一丁目、二丁目、三丁目 中港一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、 大村新田、保福島 大村一丁目、二丁目、三丁目 八楠、八楠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 大覚寺、大覚寺一丁目、二丁目、三丁目 越後島、三ヶ名、五ヶ堀之内、小屋敷、西焼津、柳新屋、小柳津、小土 小川新町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目 東小川一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目 西小川一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目 方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、花沢、高崎、中里、岡当目 小浜、野秋、吉津、浜当目、浜当目一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 小川、南小川二丁目、石津、石津向町、石津中町、石津港町 大住、三右衛門新田、田尻北、下小田
朝比奈川	八楠、八楠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 大覚寺、大覚寺一丁目、二丁目、三丁目 越後島、野秋、吉津、策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、花沢、 高崎、中里、岡当目、小浜、浜当目、 浜当目一丁目、二丁目、三丁目、四丁目

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料４－３のとおり。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、知事が指定した河川（葉梨川、栃山川、木屋川、大津谷川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行うこととする。発表形式は、資料4-4-2のとおり。

また、県知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、市長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区 域	区域延長
瀬戸川	葉梨川	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m
栃山川	栃山川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
	木屋川	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m
大井川	大津谷川	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)	既往 最高水位	関係水 防管理 団体
瀬戸川	支川 (葉梨川)	八幡橋	藤枝市 鬼島	2.70m	3.00m	3.40m	3.96m	4.00m	焼津市 藤枝市
栃山川	幹川	新道橋	焼津市 大島	1.30m	2.10m	2.40m	2.92m	2.24m	焼津市 藤枝市
	支川 (木屋川)	一色	焼津市 一色	1.30m	1.50m	1.70m	1.90m	1.71m	焼津市 藤枝市
大井川	支川 (大津谷川)	栃山橋	島田市 阿知ヶ谷	1.10m	1.79m	2.06m	2.24m	2.39m	焼津市 藤枝市 島田市

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
瀬戸川水系	島田土木事務所
栃山川水系	島田土木事務所
大井川水系	島田土木事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－4－1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域（想定最大規模）

河川名	洪水浸水想定区域
葉梨川	八楠、八楠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 大覚寺、大覚寺一丁目、二丁目、三丁目 越後島、坂本
栃山川	本中根、中根新田、中新田、治長請所、本中根、 道原、三和、大島、大島新田、惣右衛門、一色、田尻 すみれ台二丁目、田尻北、北新田 宗高、藤守、上小杉、下小杉、上新田
木屋川	小川、石津、石津一丁目、二丁目、四丁目、石津向町、石津中町、 石津港町、本中根、中根新田、中新田、治長請所、東祢宜島、道原、 東道原、三和、一色、田尻、すみれ台一丁目、二丁目、田尻北、 下小田、下小田上町、下小田中町、北新田
大津谷川	上泉、上新田、下江留

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－5 のとおり。

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないこともある。

4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川（大井川）について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川（瀬戸川、朝比奈川）について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

（中部地方整備局：大井川）

種 類	内 容	発令基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（静岡県：瀬戸川、朝比奈川）

種 類	内 容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（２）国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	区域延長
大井川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作 34 番 3 地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧 349 番 1 地先から海まで	24,820m

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位	関係水防管理団体
大井川	神座	島田市神座	0.9m	2.00m	2.60m	2.60m	3.20m	6.45m	島田市 藤枝市 焼津市 吉田町 牧之原市
	細島	島田市細島	1.30m	1.70m	2.20m	2.70m	3.30m	4.99m	島田市 藤枝市 焼津市 吉田町 牧之原市

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
大井川	静岡河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－６のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－７のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	区域延長
瀬戸川	左岸 藤枝市音羽町 2 丁目 27 - 3 から海まで 右岸 藤枝市堀之内 1 丁目 8 - 4 から海まで	10, 290m
朝比奈川 (瀬戸川支川)	左岸 藤枝市岡部町子持坂村良下橋から幹川合流点まで 右岸 藤枝市岡部町村良村良下橋から幹川合流点まで	6, 680m

②水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	既往最高 水位	現況 堤防高
瀬戸川	勝草橋	藤枝市 志太 三丁目	1. 50m	2. 00m	2. 25m	2. 60m	左 5. 1 右 5. 8
	入江橋	焼津市 駅北 四丁目	2. 10m	2. 70m	—	5. 87m	左 7. 9 右 8. 3
朝比奈川	横内橋	藤枝市 横内	1. 80m	2. 50m	2. 80m	4. 50m	左 4. 6 右 4. 6

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
瀬戸川 朝比奈川	島田土木事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－8 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－9 のとおり。

4.4.3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、国土交通大臣が指定した海岸（駿河海岸）について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発令基準	具体的な発表基準
待機 ・ 準備	水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所で義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で義波高 4.5m 以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時
出動	水防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。	・気象情報(台風進路予測等)より、今後、駿河海岸観測所の有義波高が 3.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水

			防機関の出動が必要と判断される時。
距離 確保 準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。	・駿河海岸観測所では義波高 3.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離 確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。	・駿河海岸観測所では義波高 3.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離 確保 解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	・駿河海岸観測所で、有義波高 3.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。	・駿河海岸観測所では義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

海岸名	地区名、位置	区域延長
駿河海岸	起点 焼津市田尻北字浜河原 1624 番の 3 地先から 終点 焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km

②水防警報の担当官署

海岸名	担当官署
駿河海岸	静岡河川事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4-10 のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4-11 のとおり。

⑤駿河海岸における水防警報発令フロー

駿河海岸における水防警報発令フローは、資料 4-12 のとおり。

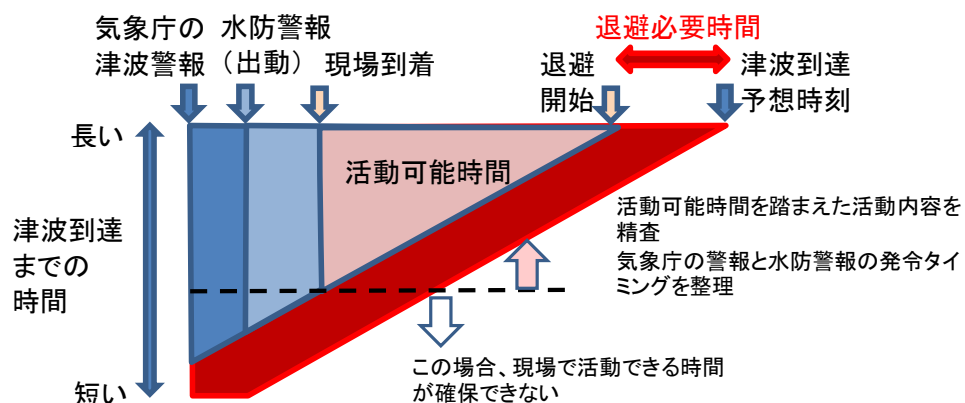
4.4.4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、国土交通大臣が指定した海岸（駿河海岸）・河川（大井川）について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川（瀬戸川、朝比奈川）について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

※ 日本近海における地震発生の場合、地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※ 各地域の実情や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

（日本近海又は遠地における地震発生による津波時の水防（水防管理者）発令の考え方、水防（水防管理者）及び発令基準の詳細については、資料4-13, 14を参照）

(海岸・河川)

種類	内容	発令基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

海岸名	地区名、位置	区域延長
駿河海岸	起点 焼津市田尻北字浜河原 1624 番の 3 地先から 終点 焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km

②水防警報を行う河川名、区域

河口名	位置	区域延長
大井川	左岸 焼津市上泉 100-1 から海まで 右岸 榛原郡吉田町大幡 379-3 から海まで	左岸 6,600m 右岸 5,070m

③水防警報の担当官署

海岸名・河川名	担当官署
駿河海岸	静岡河川事務所
大井川	静岡河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4-15 (大井川)、4-16 (駿河海岸) のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4-7 (大井川)、4-11 (駿河海岸) のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	区域延長
瀬戸川	左岸 焼津市保福島市境から海まで 右岸 焼津市保福島市境から海まで	5,400m
朝比奈川 (瀬戸川支川)	左岸 焼津市関方葉梨川合流点から幹川合流点まで 右岸 焼津市越後島葉梨川合流点から幹川合流点まで	2,200m

②水防警報の担当官署

河川名	担当官署
瀬戸川	島田土木事務所
朝比奈川（瀬戸川支川）	島田土木事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－１７のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－９のとおり。

第5章 水位等の監視、通報及び公表

5.1 水位の監視、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、国土交通省管理の水位観測所が2箇所あるほか、県管理の水位観測所が18箇所、市管理の水位観測所が4箇所ある。水位観測所箇所図は資料5-1のとおりである。

【国土交通省所管】水位観測所

管理者：静岡河川事務所 054-273-9104

番号	観測所	位置 (km)	水系名	位置	流域の面積 (K m ²)	機種
1	神座	左 23.49	大井川	島田市神座	1160.0	デジタル
2	細島	右 10.03	〃	島田市細島	1241.1	デジタル

【静岡県所管】水位観測所

管理者：島田土木事務所 0547-37-1035

番号	観測所	流域河川	位置			水 位			
			郡市区町	大字	詳細位置	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
1	入江橋	瀬戸川	焼津市	駅北四丁目		2.10	2.70		
2	勝草橋	〃	藤枝市	志太三丁目		1.50	2.00	2.25	2.60
3	助宗橋	〃	〃	助宗		1.20	1.90		
4	八幡橋	葉梨川	〃	鬼島		2.70	3.00	3.40	3.96
5	横内橋	朝比奈川	〃	横内		1.80	2.50	2.80	3.40
6	新道橋	栃山川	焼津市	大島		1.30	2.10	2.40	2.92
7	駿遠橋	大井川	島田市	川根町家山		3.00	3.50	3.90	4.32
8	栃山橋	大津谷川	〃	阿知ヶ谷		1.10	1.79	2.06	2.24
9	中徳橋	大井川	榛原郡	上長尾		3.50	4.40	4.80	5.20
10	川根大橋	〃	川根本町	千頭		2.70	3.30	4.00	4.52
11	田中新橋	志太田中川	焼津市	高新田					
12	一色	木屋川	〃	一色		1.30	1.50	1.70	1.90

【静岡県所管】危機管理型水位観測所一覧表

管理者：島田土木事務所 0547-37-1035

番号	観測所	流域河川	位置		
			市	大字	詳細位置
1	新黒石橋	黒石川	焼津市	大住	
2	御見橋	石脇川	〃	浜当目一丁目	
3	相川	泉川	〃	相川	1182号線
4	上小杉	成案寺川	〃	上小杉	1244号線
5	松久保橋	高草川	〃	小浜	
6	境橋	小石川	〃	三ヶ名	

【市所管】水位観測所

番号	観測所	河川	市	大字	詳細位置
1	石脇上	(準) 高草川	焼津市	石脇上	東益津学校脇線
2	小土	(準) 小石川	〃	小土	豊田小土枝線
3	田尻北	(準) 栄田川	〃	田尻北	港中学校西側線
4	田尻	(準) 一色横須賀川	〃	田尻	田尻六地藏線

(2) 潮位観測所

市内及び市が関係する潮位観測所は、国土地理院管理の潮位観測所が1箇所（焼

津）あるほか、気象庁管理の潮位観測所が2箇所（清水港、御前崎）ある。

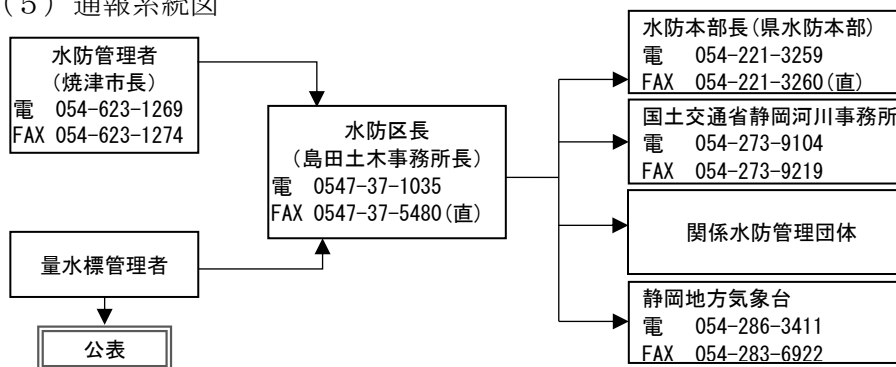
（３）水位、潮位の監視

市は、「焼津市水防監視システム」、「川の防災情報」及び「サイポスレーダー」等により、水位及び潮位の情報を収集し、監視を行う。他の市内河川については、水防パトロール班の報告等をもって把握する。

（４）水位の通報

水防管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（５）通報系統図



（６）欠測時の措置

- ①水防管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じた場合は、速やかに原因を究明し早期の復旧に努める。
- ②欠測等により代替する観測所等がある場合は、速やかに周知する。

5.2 雨量の監視及び通報

（１）雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、国土交通省管理の雨量観測所が5箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所、県管理の雨量観測所が8箇所、市管理の雨量観測所が3箇所ある。雨量観測所箇所図は資料5－2のとおりである。

【国土交通省所管】雨量観測所

番号	観測所	流域河川	所在地	標高
1	大間	大井川	榛原郡川根本町字奥泉於鶴作	662
2	塩本	〃	島田市川根町家山	358
3	笹間	〃	島田市川根町笹間上	374
4	上川根	〃	榛原郡川根本町藤川	630
5	長島ダム	〃	榛原郡川根本町犬間	490

【気象庁所管】雨量観測所

番号	観測所	観測種目						所在地	標高
		降雨量	気温	風	日照時間	積雪	その他		
1	高根山	○						藤枝市瀬戸ノ谷	415

【静岡県所管】雨量観測所

番号	観測所	流域河川	位置			既往最大日雨量
			郡市	区町	大字	
1	藤枝	瀬戸川	藤枝市		瀬戸新屋	266.5
2	瀬戸谷	〃	〃		滝沢	377.0
3	宮島	朝比奈川	〃		岡部町宮島	437.0
4	中港	〃	焼津市		鰯ヶ島	268.0
5	島田	大井川	島田市		道悦	324.0
6	本川根	〃	榛原郡	川根本町	千頭	400.0
7	伊久美	〃	島田市		伊久美	500.0
8	川根	〃	〃		川根町家山	437.5

【市所管】雨量観測所

番号	観測所	流域河川	市	大字	設置箇所
1	石津	(準)前の川	焼津市	石津	消防防災センター
2	石脇上	(準)高草川	〃	石脇上	高草川石脇トンネル上流右岸
3	宗高	志太田中川	〃	宗高	焼津市大井川庁舎

(2) 雨量の監視

市は、「焼津市水防監視システム」、「川の防災情報」及び「サイポスレーダー」等により、雨量情報を収集し、監視を行う。システムに障害が発生した場合は、時間毎に静岡河川事務所及び島田土木事務所等に雨量を問合せものとする。

5.3 河川・海岸の監視

(1) 河川・海岸の監視カメラ

河川・海岸に設置された監視カメラにより、情報を収集し監視を行う。システムに障害が発生した場合は、静岡河川事務所及び島田土木事務所等に連絡する。

市内及び市が関係する河川・海岸の監視カメラは、国土交通省所管が14箇所あるほか、県所管が20箇所（内、3箇所は市が管理）、市所管が5箇所ある。河川・海岸監視カメラ箇所図は資料5-3のとおりである。

【国土交通省所管】河川監視カメラ一覧表

管理者：静岡河川事務所 054-273-9104

番号	名 称	流域河川	位 置	詳細位置
1	大井川左岸河口	大井川	飯 淵	(河口から) -0.3 km
2	飯淵	〃	〃	0.6 km
3	太平橋左岸	〃	〃	1.5 km
4	大井川中島	〃	中 島	2.4 km (河川防災ステーション)
5	富士見橋左岸	〃	西 島	4.3 km (陸上競技場)
6	東名大井川橋	〃	相 川	5.5 km
7	細島水位観測所	〃	島田市細島	10.0 km

【国土交通省所管】海岸カメラ一覧表

管理者：静岡河川事務所 054-273-9104

番号	名 称	海岸	位 置	詳細位置
1	田尻北	駿河海岸	田尻北	緑色のテラス
2	田尻	〃	田尻	茶色のテラス
3	ライブカメラ DP 屋上	〃	田尻	ディスカバリーパーク焼津
4	栃山川河口	〃	一色	栃山川河口右岸
5	藤守川河口	〃	高新田	藤守川河口右岸
6	高新田	〃	高新田	平松ふれあい広場
7	吉永	〃	利右衛門	吉永放水路左岸

【静岡県所管】河川監視カメラ一覧表

管理者：島田土木事務所 0547-37-1035

番号	名 称	流域河川	位置	詳細位置
1	入江橋	瀬戸川	駅北四丁目	
2	勝草橋	〃	藤枝市藤枝二丁目	
3	鴻益橋	〃	保福島	避難に資するカメラ (県設置、市管理)
4	葉梨川合流	朝比奈川	策牛	
5	横内橋	〃	藤枝市横内	
6	石脇川	石脇川	浜当目二丁目	中原橋
7	吉花橋	〃	浜当目	避難に資するカメラ
8	黒石川	黒石川	小川	黒石橋
9	泓の川合流	〃	南小川二丁目	避難に資するカメラ
10	木屋橋	木屋川	一色	
11	水天橋	〃	石津	避難に資するカメラ
12	新道橋	栃山川	大島	
13	松久保橋	高草川	小浜	
14	高崎橋	〃	高崎	避難に資するカメラ
15	梅田川橋	梅田川	八楠二丁目	避難に資するカメラ (県設置、市管理)
16	八雲橋	小石川	中港二丁目	避難に資するカメラ
17	小石川	小石川	塩津	避難に資するカメラ (県設置、市管理)
18	田中新橋	志太田中川	高新田	
19	八幡橋	葉梨川	藤枝市鬼島	

20	栃山橋	大津谷川	島田市阿知ヶ谷	
----	-----	------	---------	--

【市所管】河川監視カメラ一覧表

管理者：焼津市 054-626-1118

番号	名 称	河川	位 置	詳細位置
1	高草川	高草川	石脇	東益津学校脇線
2	小石川	小石川	小土	豊田公民館西一号線
3	天王川	天王川	吉永	志太田中川合流点
4	栄田川	栄田川	田尻北	県道焼津大井川線
5	一色横須賀川	一色横須賀川	田尻	県道焼津大井川線

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報

<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク（気象庁）

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・ 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・ 海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

(4) 気象情報、雨量・河川水位、潮位・波高、天気予報等に関する情報

静岡県

- ・ 静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダ）

<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

- ・ 川の水位情報

<https://k.river.go.jp/>

焼津市

- ・ 焼津市水防監視システム

<https://suibo.city.yaizu.lg.jp/>

- ・ 焼津市防災ポータルサイト

<https://www.yaizu-bosai.jp/byaizu22/portal/html/home.html>

第7章 水門等の操作

7.1 水門等

水防上重要な水門等は、資料7-1、7-2のとおりである。また、施設の操作規則の概要については資料7-3のとおりである。

(1) 河川区間の水門（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

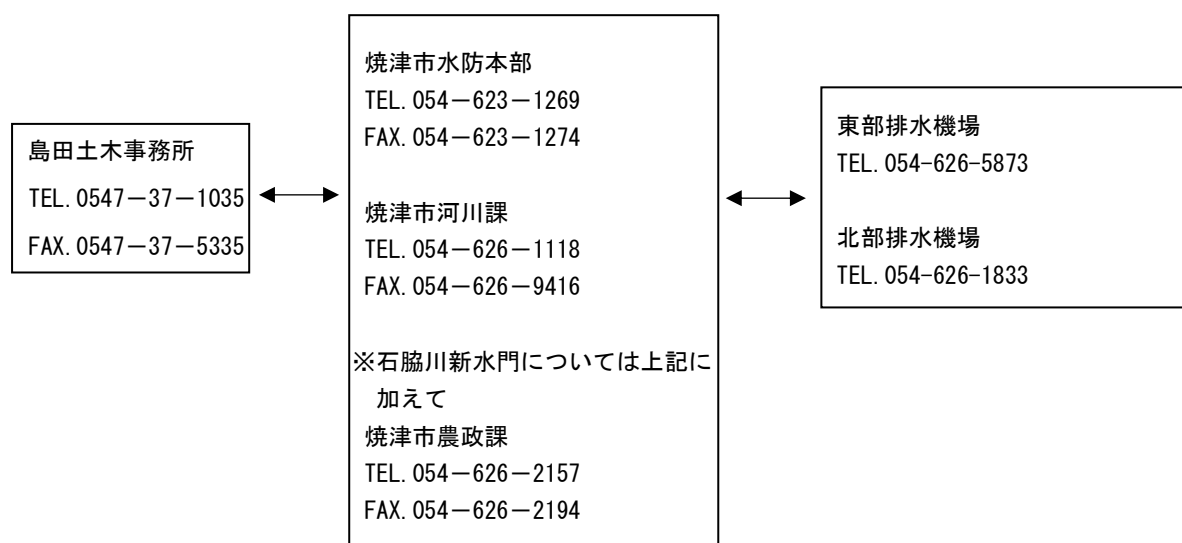
河口部・海岸部の水門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、開閉等の情報を直ちに水防管理者等に連絡するものとする。

【連絡系統図】

梅田川水門・石脇川新水門・石脇川水門の場合



第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、図. 4-2 (P17) 、図. 4-3 (P18) 伝達経路のとおりとする。

8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

（1）使用方法

災害時優先通信（災害時優先電話）にて一般電話と同様に発信する。

（2）接続について

災害時優先通信（災害時優先電話）における発信は、優先扱いとなる。

着信については一般電話と同じとなる。

8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

（1）防災相互無線（全国波 158.35MHz 市町村共通波 466.775MHz）

（2）県防災行政無線

（3）市防災行政無線（市地域防災無線）

（4）デジタル簡易無線

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料9－1のとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議し、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えるものとする。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、静岡河川事務所長又は島田土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成し、島田土木事務所長に提出するものとする。輸送経路図は、資料9－2のとおりである。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市の配備体制

市は、水防活動に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

また、水防活動時は、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
事前第一 水防体制	大雨・洪水・高潮注意報のいずれかが発表されたとき。	志太消防本部情報指令課職員をもってあて、情報収集・連絡を主とし、事態の推移により速やかに他の人員を動員できる体制。
	津波注意報が発表されたとき。	河川課、防災部職員をもってあて、情報収集・連絡を主とし、事態の推移により速やかに他の人員を動員できる体制。
事前第二 水防体制	大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表されたとき。	8名の当番人員をもってあて、情報収集・連絡を主とし事態の推移により速やかに警戒活動ができる体制。
水防本部	大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表され、相当の災害が発生するおそれのあるとき。	水防本部を設置し、初期の応急対策活動が行える体制。

- 1) 状況に応じ、事前第一水防体制及び事前第二水防体制から水防本部、災害対策本部に移行できることとする。
- 2) 水防本部長は、洪水その他水害の発生が予想されるときは、志太消防本部、消防団、水防団に通知し、危険箇所の警戒、防御等の水防活動に当たらせるものとする。
- 3) 水防本部長は、水防本部を設置した時点で、警察署長に連絡するとともに、水防のため必要があると認められたときは、警察官の出動を求めるものとする。
- 4) 災害対策本部が設置された時には、その指揮下に統合される。
- 5) 津波警報・大津波警報の発表による配備体制は、焼津市災害対策本部等運営規定に基づくものとする。
- 6) 特別警報の発表による配備体制は、焼津市災害対策本部等運営規定に基づくものとする。

(参考) 焼津市災害対策本部等運営規程抜粋

体 制	配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部 (第2配備体制)	1 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 2 次のいずれかの特別警報が発表されたとき。大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 大規模な火災、爆発等が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う列車、航空機、車両、船舶等の事故が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。	第1 配備体制に職員を増員した体制 なお、特別警報発表時の動員については、状況を判断した上で各本部員の判断により調整する。 1 広範囲な災害に対する応急対策 2 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備 3 大規模な火災、爆発又は事故に対する応急対策

(2) 水防団及び消防団の配備体制

①水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域は、資料 10－1 のとおりである。

②水防団及び消防団の配備体制

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防団及び消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水こう門及び樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき。	

(3) 県の配備体制

体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第1次 事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水注意報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮注意報が発表されたとき 3. 静岡地方気象台より波浪警報が発表されたとき	各所属2名～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
	気象庁より津波注意報が発表されたとき	
第2次 事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水警報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮警報が発表されたとき 3. 気象庁より津波警報が発表されたとき	各所属で警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制
第1次 非常配備	氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し事態の推移に伴い、速やかに第2次非常配備が取れる体制
第2次 非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制
第3次 非常配備	1. 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるとき 2. 気象庁より特別警報が発表されたとき	所属人員全員を動員できる完全な配備体制
解除	水位が下降して水防活動の必要がなくなったとき。	
なお、この指令は、事態に応じて第1次非常配備指令から直ちに第3次非常配備指令を発する場合もあり、又予想される危険性が少なく、さらなる出動を必要としないと認められるときには、第2次非常配備指令及び第3次非常配備指令を発しないことがある。		
水防上の注意事項 1. 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令が予測されるときは、出動しなければならない。 2. 高潮注意報が単独で発表されたときの第1次事前配備は、対象検潮所における満潮時刻の前後に執るものとする。 3. 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。 4. 配備要員は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5. 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。		

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、必要に応じ、区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が発令されたとき、または、気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料3-2及び資料3-4に定める重要水防箇所（第3章参照）や既往の被害箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防長及び河川等の管理者に連絡し、水防長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.8に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の不具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が発令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施する

とともに、水防長及び海岸等の管理者に連絡し、水防長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の不具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料 10－2 のとおりである。

その際、水防団員等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 排水ポンプ車による水防作業

水防管理者は、浸水被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、浸水域及び近接地域の状況を考慮して必要に応じて排水ポンプ車による排水作業を実施するものとする。

10.5 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のために緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般通行の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地又は水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理者は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.7 避難のための立ち退き

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、焼津警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を島田土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、焼津警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

10.8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、資料 10-3 のとおり。堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、すみやかに付近の住民、島田土木事務所長、焼津警察署長又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。島田土木事務所長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共におこなうものとする。

なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.9 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、島田土木事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の配備体制の解除

水防団及び消防団の配備体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

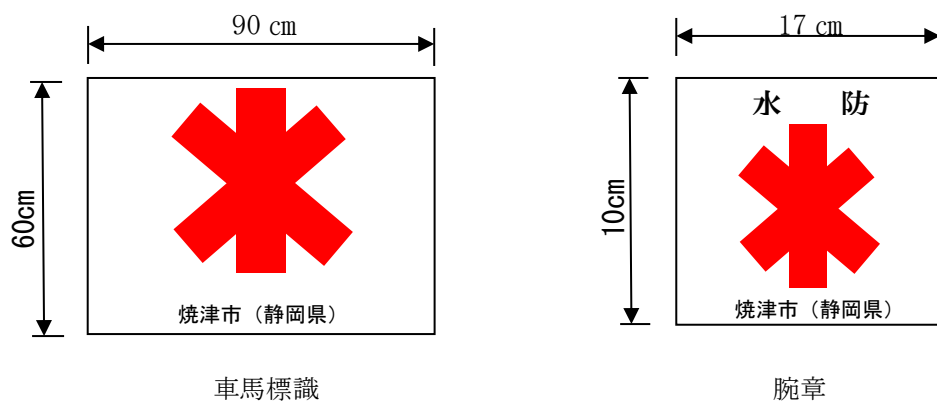
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○－休止 ○－休止

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。
また、水防のために現場に赴く職員は、次の腕章を装着するものとする。



「水」は赤色、外は白色。

11.3 身分証票

水防管理者の当該職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号	身分証票
住 所		
氏 名		
職 名		
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
年	月	日
焼津市長		
氏	名	印

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者である国土交通大臣または県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

(1) 河川管理者の協力が必要な事項

(ア) 河川に関する情報の提供

水位情報の提供

提供方法	大井川	瀬戸川	朝比奈川	葉梨川	木屋川	栃山川	大津谷川
川の防災情報ホームページ	○	○	○	○	○	○	○
静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）	○	○	○	○	○	○	○
川の水位情報	○	○	○	○	○	○	○
静岡河川事務所 電話応答装置	○						

河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

提供方法	大井川	瀬戸川	朝比奈川	葉梨川	木屋川	栃山川	大津谷川
静岡河川事務所 ホームページ	○						
静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）	○	○	○	○	○	○	○

ホームページ URL 一覧

河川名	情報の種別	標題及び URL
大井川	映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ooigawa/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
瀬戸川 朝比奈川 葉梨川 木屋川 栃山川 大津谷川	映像情報	ライブカメラ https://sipos.pref.shizuoka.jp/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044018.html

川の防災情報（一般向け） <http://www.river.go.jp/>

静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）

<https://sipos.pref.shizuoka.jp/>

川の水位情報

<https://k.river.go.jp/>

(イ) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水位到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合の通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

- (ウ) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については資料 10－3 のとおり）
 - (エ) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (オ) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (カ) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - (キ) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
 - (ク) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣
 - ア) 水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。派遣要請に関する流れについては資料 12－1 のとおりである。
 - イ) 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車輛、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する。（F A X）
 - ウ) 国土交通省窓口の連絡先は下表、派遣要請できる災害対策用車両等は、資料 12－2「国土交通省災害対策用車両一覧」のとおりである。
- ※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請した市が負担することとする。

災害対策用車両等派遣要請連絡先

地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号
中部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213

（２）河川管理者の援助が必要な事項

- (ア) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (イ) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (ウ) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (エ) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条)
- (2) 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行なうものとする。
- (3) 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定を締結しておくものとする。

12.4 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、焼津警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ焼津警察署長と協議しておくものとする。

12.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

また、水防管理者は、県知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、県知事に対してもその旨を速やかに通知する。

12.6 国（静岡河川事務所、静岡地方気象台等）との連携

（１）水防連絡会

水防管理者は、県や静岡河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

水防管理者は、河川の水位状況や気象状況について、静岡河川事務所や静岡地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

（３）リエゾン（情報連絡員）

水防管理者は、静岡河川事務所からリエゾンが派遣された場合は、リエゾンを通じて静岡河川事務所に災害対策車両の派遣等の支援を要請する。

12.7 県との連携

県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、島田土木事務所長（水防区長）から水防管理者に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、水防管理者が避難情報の発令を判断するための支援を行う。

県管理水門においては、県が河川の水位状況等を監視し、操作規則に基づき適正な操作を行うとともに、水門を開閉する場合には、水防管理者に連絡する。

12.8 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して焼津市建設工業会及び協同組合 大井川建設業協会と協定を締結している。協定書及び組織表は資料12－3、12－4に添付のとおりである。

12.9 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

市の水防に要する費用は、法第 41 条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてはを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.8 に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任
したことを証明する。	
年	月 日
焼津市長	
氏	名
	印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書									
第	号								
種	類	員	数						
使	用	収	用	処	分				
年	月	日							
				焼津市長	氏	名			
				事務取扱者	氏	名	印		
殿									

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、水防団・消防団等からの報告（目安は 3 日）を基に次の記録を作成、保管し、資料 14-1、14-2 により水防活動実施後 7 日以内に島田土木事務所長に報告しなければならない。また、島田土木事務所長は県水防本部長に報告するとともに、県水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（中部地方整備局）に報告するものとする。

14.3 水防活動の公表

水防管理者は、水防活動が実施された場合は、記者発表、ホームページ掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施する。

第 15 章 水防訓練

水防管理者は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

水系名	河川名	指定状況	標題及び URL
大井川	大井川	洪水予報	洪水浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
大井川	大津谷川	水位周知	洪水浸水想定区域図
瀬戸川	瀬戸川	洪水予報	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044018.html
	朝比奈川	洪水予報	
	葉梨川	水位周知	
	吐呂川	その他河川	洪水浸水想定区域図 https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040498/index.html
	高草川	その他河川	
	石脇川	その他河川	
	梅田川	その他河川	
小石川	小石川	その他河川	
栃山川	栃山川	水位周知	洪水浸水想定区域図
	木屋川	水位周知	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044018.html
	黒石川	その他河川	洪水浸水想定区域図 https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040498/index.html
	成案寺川	その他河川	
志太田中川	志太田中川	その他河川	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040498/index.html
	泉川	その他河川	

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

（※ 本計画において、アとウの施設はない）

(エ) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、資料 16-1 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.3 洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定等に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布した。（令和4年5月全戸配布）

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

尚、市内の避難所一覧は、資料 16-2、16-3 のとおりである。

16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表等により、住民等に周知することとする。

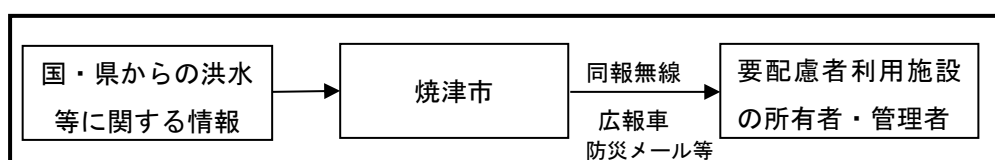
なお、図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行いこの結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法